

第7回労働協約交渉

今が専任社員の労働条件改善のチャンス 決断を!

専任社員の賃金、諸手当、退職金等を交渉

国労の主張

- ★賃金・在職老齢年金・高年齢雇用継続給付金で作られる専任社員の収入の一角が崩れる。きちんと補償すべきである!
- ★高齢者雇用安定法が改正されることに伴い、希望者を全員、専任社員として雇用すべきだ!
- ★定期昇給の逡減率が大きすぎる。やる気をそがないためにも見直しが必要だ!
- ★退職金の最低基準2020万円の議論は、新しい人事賃金制度の中での積み残し。早期に決断し、解消すべきだ!
- ★特殊勤務手当の増額の声は多い。支給範囲の見直しも含めて再検討すべきだ!



「職場三大要求」獲得めざして、みんなで議論し、行動しよう。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部

編集責任者：高木 宏